

令和 8 年度 河合町一般廃棄物処理実施計画

I 総則

(1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 1 条の 3 の規定に基づき、河合町の一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

(2) 計画対象区域

河合町全域

(3) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

II 一般廃棄物の発生量の見込み

ごみの種類と年間計画量

ごみの種類			年間計画量(t)
排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ	2,685.2
		不燃ごみ	355.3
		粗大ごみ	248.3
		資源ごみ	149.1
		有害ごみ	4.1
	事業系ごみ	可燃ごみ	1,872.9
		粗大ごみ(可燃)	7.7
集団回収			380.8
合計			5,703.4

Ⅲ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ごみ排出抑制の方策とその内容

方策		内容
排出抑制を最優先にした、ごみの減量・資源化の促進	ごみゼロ生活の推進	・ごみとなるものを家庭に持ち込まない ・調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす
	事業系の自主的な取り組みの促進	・多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める ・事業者のごみ減量意識の向上を図る
	各種リユースの促進	・不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる
	廃棄物の再生利用の促進	・集団資源回収を実施する町内の住民団体を支援する補助制度を継続し、新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック等の再生利用の促進する
ごみ処理サービスの向上	新ごみ処理施設における新収集・運搬体制の徹底	・新たに稼働した焼却施設及び中継施設への収集運搬体制を確立する
	住民サービスの向上	・高齢化社会を踏まえ、高齢者のみの世帯や障がい者世帯等、自宅からステーションまでごみを出すことが困難な世帯を対象に玄関先までごみを回収する、「まごころ収集」の充実に努める
	事業系ごみの適正排出体制の構築	・事業系ごみの処理責任は排出事業者にあるため、事業系一般廃棄物に産業廃棄物が混入することがないように、分別指導を強化し、混入防止に努める ・収集を委託、許可する民間業者に、環境負荷の少ない車両の導入を働きかける
計画的な施設整備の推進	既存施設の適正な維持管理	・粗大ごみの排出抑制等既存施設の負荷を減らす ・ごみ処理手数料及び一部指定ごみ袋料金の適正化に努める
	循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備	・ごみ処理広域化を推進する
	最終処分量の削減	・可燃ごみ排出量の削減に努め、焼却処理によって発生する残渣等を削減
	広域最終処分場の安定的な確保	・広域最終処分場を安定的に確保する ・最終処分場の確保を検討する
安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築		・ごみ処理の責務の明確化 ・ごみに関する情報提供の充実 ・適正処理困難物への対応強化 ・在宅医療廃棄物の適正処理 ・不法投棄防止の推進 ・災害廃棄物処理対策

IV 分別収集の区分

分別区分

品目		ごみの例
収集・自己搬入	もやすごみ	生ごみ(野菜・魚・肉等の調理くず、茶殻等)、紙くず(雑がみ、ティッシュペーパー、紙おむつ等)、木くず(落ち葉、木片、草、剪定枝等)、布くず(布きれ、靴下等)、ふとん類(ふとん、毛布、ざぶとん等)、汚れているプラスチック製容器包装・ペットボトル(調味料のチューブ、お菓子の袋、惣菜等のトレイ、ソースのペットボトル等)、プラスチック使用製品(プラ製文房具、プラ製のおもちゃ、プラ製のハンガー等)
	もやさないごみ	汚れていないプラスチック製容器包装(プラマークのついているプラスチック容器・トレイ)、ガラス・瀬戸物類(陶器・ガラスコップ等)、金属類(鍋、フライパン、スプーン、刃物類)、小型電化製品(指定袋に入る大きさの家電製品)
	粗大ごみ	大型家電製品(指定袋に入らない家電製品)、家具類(たんす、机、ベッド等)、建具類(ふすま、障子等)
	ペットボトル	飲料用、酒類、調味料用のペットボトル
	びん	びん(飲み物等のびん)
	かん	かん(スチール缶、アルミ缶)
	有害ごみ	蛍光管、電池(乾電池乾電池・ボタン電池) 水銀計(水銀体温計・水銀温度計)
拠点	使用済み小型家電	携帯電話・PHS・パソコン・タブレット、電話機(ファクシミリ含む)、携帯型ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器(DVDビデオ・HDDレコーダー・BDレコーダー/プレイヤー・ビデオテープレコーダー・チューナ・STB)、音響機器(MDプレイヤー・携帯音楽プレイヤー(フラッシュメモリ)(HDD)・CDプレイヤー・テープレコーダー・ヘッドホン及びイヤホン・ICレコーダー・補聴器)、補助記憶装置(ハードディスク・USBメモリ・メモリカード)、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器(ヘアドライヤー・電子かみそり等)、懐中電灯、時計、ゲーム機(据置型ゲーム機・携帯型ゲーム機・ミニ電子ゲーム・ハイテク系トレンドトイ)、カー用品(カーナビ・VICSユニット・ETC車載ユニット等)、その他の付属品(リモコン・ACアダプター・ケーブル・充電器等)
	廃食用油	液体の植物油
集団資源回収		新聞紙、雑誌・本、ダンボール、紙パック、布類(古布・古着)

分別区分ごとの排出方法等

品目		排出方法	収集回数	収集体制
収集・自己搬入	もやすごみ	指定袋に入れる	週 2 回	ステーション
	もやさないごみ	指定袋に入れる	週 1 回	ステーション
	粗大ごみ	粗大ごみシールを貼って出す	週 1 回	ステーション
	ペットボトル	指定袋に入れる	月 2 回	ステーション
	びん	指定袋に入れる	月 2 回	ステーション
	かん	指定袋に入れる	月 2 回	ステーション
	有害ごみ	分別し、適宜汎用の袋に入れる	年 4 回	ステーション
拠点	使用済み小型家電	専用回収ボックス	－	－
	廃食用油	専用回収ボックス	－	－
集団資源回収		－	－	－

本町では収集、処理できないごみ

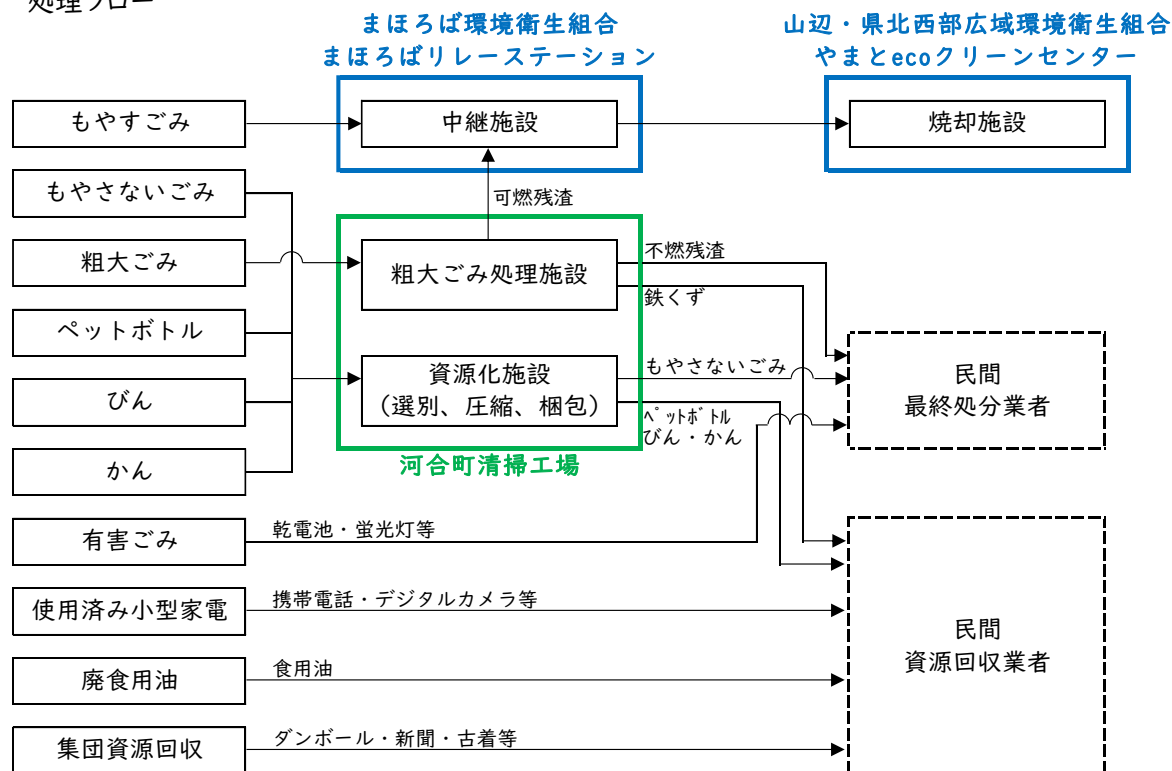
種 類		ごみの例
建築業や事業者から出るごみ (産業廃棄物に類する物)		製造工程から出るごみ、建築廃材や産業廃棄物、農機具等
爆発性・引火性のあるごみ		プロパンガス等のガスボンベ類、ガソリン、シンナー、ペンキ、花火、オイル等の油類
危険性のあるもの		農薬、殺虫剤等の薬品類、消火器、車両用バッテリー等
処理できないもの		農機具、農業用資材、浴槽、大型設備器具、バイク、タイヤ、ピアノ、据え置き型金庫、医療廃棄物、薬品等が付着している容器、ドラム缶、仏壇、石、ブロック、煉瓦、屋根ソーラー、自動車・単車の部品、土砂、瓦等
リサイクル家電	家電リサイクル法対象品	エアコン(セパレートタイプ(壁掛け型、床置き型)、ウィンドタイプ)、テレビ(ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
	パソコンリサイクル法対象品	パソコン(専用回収ボックスに入らないもの)

V 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

处理主体

品目		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系	もやすごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	もやさないごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	ペットボトル	委託/自己搬入	委託	資源化
	びん	委託/自己搬入	委託	資源化
	かん	委託/自己搬入	委託	資源化
	有害ごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	使用済小型家電	拠点	委託	資源化
	廃食用油	拠点	委託	資源化
事業系	もやすごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託
	有害ごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託
	可燃性粗大ごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託

処理フロー



VI 処理施設の整備

河合町清掃工場には、粗大ごみ処理施設、資源化施設があり、資源化施設については、町として機械等を設置する場所を貸し出しており、運転を民間業者に委託している。もやすごみについては、まほろば環境衛生組合の中継施設を経て広域組合の焼却施設で処理されている。

処理施設の概要

・粗大ごみ処理施設

項 目	概要
施設名	河合町清掃工場(粗大ごみ処理施設)
所在地	北葛城郡河合町大字山坊 683 番地 1
竣工年月	平成 3 年 3 月
処理能力	6t/5h
処理方式	破碎、選別
処理対象物	粗大ごみ

・資源化施設

項 目	概要
施設名	河合町清掃工場(資源化施設)
所在地	北葛城郡河合町大字山坊 683 番地 1
竣工年月	平成 16 年 1 月
処理能力	6t/5h
処理方式	選別、圧縮、梱包
処理対象物	資源ごみ

・可燃ごみ中継施設

項 目	概要
施設名	まほろばリレーステーション
所在地	生駒郡安堵町内(安堵町環境美化センター跡地)
竣工年月	令和 7 年 9 月
処理能力	75t/日
処理方式	段差直接投入方式
処理対象物	もえるごみ

・焼却施設

項 目	概要
施設名	やまと eco クリーンセンター
所在地	天理市岩屋町 459 番 2 外 2 筆
竣工年月	令和 7 年 4 月
処理能力	284t/日(142t/日×2 炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉
処理対象物	もえるごみ

VII その他一般廃棄物処理に関して必要な事項

(1)ごみ処理の責務の明確化

住民及び事業者には廃棄物の排出者として、廃棄物の減量やその他適正な処理に関する本町の施策に協力する責務が、行政には処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないように処理する責務がある。

三者の役割の周知を徹底することで、協力体制を確立する。

(2)災害廃棄物について

災害廃棄物は一般廃棄物と定義される。町として非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図り、災害時においても、委託業者、許可業者が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続できるように、実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討していくものとする。